

株式会社ケーシーエス・エス

労働者派遣法第23条第5項の規定に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

1. 対象期間

2024年9月1日 ～ 2025年8月31日

2. 対象事業所

事業所名称	株式会社ケーシーエス・エス
事業所所在地	大阪府岸和田市岸の丘町二丁目2番15号 3階
許可	許可番号：派27-303413 / 許可年月日：2018年7月1日

3. 労働者派遣の実績

派遣労働者の数	49	人
派遣先事業所数	4	件

4. 料金に関する事項

派遣料金の平均額	17,794	円
派遣労働者の賃金の平均額	13,820	円
マージン率	22.3	%

※マージン率に含まれる主な経費：社会・労働保険料、福利厚生・教育訓練費、事業運営費(営業及び管理にあたる
社員の人件費、電話・送料等の通信費、賃料等)等で構成されています。

5. キャリア形成支援制度

<教育訓練>

教育訓練の種類	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時訓練	新規採用者	派遣元 派遣先	OJT	有	無
職能別・階層別訓練	派遣労働者		OFF-JT		

<キャリア・コンサルティング>

相談窓口開設

6. 労働者派遣法第30条の4条第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済
協定対象派遣労働者の範囲	労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日